相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市吉田町法花津一番耕地三一九番地、最後の住所大阪府枚方市藤阪元町三丁目三六番七号　被相続人　亡　井伊二三生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビルディング三階

相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野一四七二番地、最後の住所大阪府大阪市城東区中浜一丁目一番二二号　被相続人　亡　中山惠都子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号室

相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市下馬伏町二七八番地、最後の住所大阪府門真市下馬伏町一八番二一号

被相続人　亡　加島　喜市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区蓮宮通五丁目一一番地、最後の住所大阪市阿倍野区旭町一丁目五番四五号ココファン阿倍野

被相続人　亡　清田　美津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル二〇三

相続財産管理人　弁護士　藤原　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍イタリア、最後の住所神戸市北区有野中町二丁目五番一九号おかば学園内

被相続人　亡　ボッシ　アゴスティーノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川　精一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市高砂町朝日町一丁目六番、最後の住所兵庫県高砂市米田町米田九二五番地の二高砂アーバンコンフォート三〇一号

被相続人　亡　川口　博和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

兵庫県姫路市北条宮の町三八五番地永井ビル五階はりま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安田　孝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区西大寺南一丁目六二番地、最後の住所岡山市東区下阿知一一八〇番地　特別養護老人ホーム阿知の里

被相続人　亡　髙島　伸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

主たる事務所岡山市北区春日町五番六号

相続財産管理人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字下上一四六一番地九、最後の住所山口県周南市大字下上一四六一番地の九

被相続人　亡　木原　大和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

山口県周南市鐘楼町一番二二号月丘ビル三階

相続財産管理人　弁護士　通山　和史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩郡さつま町船木一三四四番地、最後の住所福岡市東区城浜団地一二番三〇三号

被相続人　亡　小城　セツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

福岡市中央区薬院二丁目五番一二―六〇二号

相続財産管理人　弁護士　宇治野みさゑ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市五和町城河原一丁目六五七番地、最後の住所福岡市中央区薬院三丁目三番一七―一〇四号　被相続人　亡　田口　廣則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある株主その他の利害関係者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年十二月六日

北九州市若松区本町一丁目五番一一号

稲田　祐

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

北九州市八幡東区羽衣町三―一一六九

株式の種類及び数

普通株式　一二九株

平成二十八年十二月六日

福岡市中央区舞鶴三丁目七番一三号

相続財産管理人　司法書士　鶴田　美里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市字喜屋武六八二番地、最後の住所沖縄県具志川市字喜屋武七四五番地

被相続人　亡　高江洲ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月六日

沖縄県沖縄市松本三丁目三番一七号

相続財産管理人　弁護士　平田　達彦

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年十一月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月六日

岩手県盛岡市松尾町一七番九号

岩手県建設業厚生年金基金

代表清算人　木下　紘

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年十一月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年十二月六日

東京都中央区八丁堀四丁目九番四号東京Sビル五階　日本衛生検査所厚生年金基金

代表清算人　吉原　伸一

鶴丸海運株式会社

代表取締役　鶴丸　俊輔

株券の番号

無